

## 第一百三十一回 参議院文教委員会会議録 第四号

平成六年十一月二日(水曜日)

午後零時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松浦 孝治君  
理事 南野知恵子君  
森山 真弓君  
会田 長栄君  
浜四津敏子君  
井上 裕君  
木宮 和彦君  
世耕 政隆君  
田沢 智治君  
上山 和人君  
肥田 美代子君  
江本 昭次君  
森 乾 晴美君  
江本 孟紀君  
北澤 俊美君  
木暮 山人君  
及川 順郎君  
橋本 敦君  
佐藤 槩一君  
雨宮 忠君  
青柳 徹君

政府委員 文部大臣  
文部大臣官房長 務審議官  
事務局側 常任委員会専門員

○委員長(松浦孝治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。  
○法律案(第百三十九回国会内閣提出、第百三十回国会衆議院送付)法律案を議題といたします。  
本案に対する質疑は既に終局をいたしておりますので、これより直ちに討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○横本敦君 私は、日本共産党を代表いたしまして、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、退職共済年金の満額支給開始年齢を現行の六十歳から六十五歳に繰り延べることであります。私学の場合、ほとんどが六十歳定年制をとつておりますが、中には四十歳や五十歳定年制をとつていてるところさえあります。とりわけ女性にとっては厳しい労働条件、教育条件のもので、定年まで働きたくとも働けない実態も多く見られます。また、現在の不況のもとで雇用調整は高齢者の就職をますます困難とさせております。こうしたものでの退職年金の六十五歳繰り延べは、まさに生存権にかかる重大な問題であります。しかも、六十歳から六十四歳までの部分年金は、政府も認めておりますように、満額年金のは半分程度でしかありません。私学共済の場合で言えば、退職年金の平均月額は組合員期間二十年以上でも十九万円程度であり、多くは五万円にも満たないのが実態であります。現状でも暮らしは厳しいのに、これの半分程度では到底生活してい

くことができないことは明白であり、老後の暮らしを根底から脅かす重大な改悪であると言わねばなりません。  
第二は、年金の給付水準の切り下げであります。現在、年金は毎年の物価スライドとは別に、五年ごとの見直し時期にその間の名目賃金の上昇率をもとにスライドが実施されることになつておますが、この五年ごとのスライドを税、社会保険料を差し引いた手取り賃金の上昇に応じたものに変更することで、従来方式に比べますと年金の給付水準は約二割も抑えられることになります。

現在、私学共済の掛け金の引き上げが検討されておりますが、今後、掛け金が引き上げられるごとに年金スライドが抑えられるという重大な改悪となります。

第三は、雇用保険と退職年金の併給をやめることであります。

雇用保険と年金とは別々の目的を持つてつくられた制度であり、労働者はそれぞれに長期間にわたって保険料を掛け続けているにもかかわらず、失業給付と退職共済年金の併給を停止することは全く道理に合いません。社会保障としての退職年金は、受ける資格があれば無条件で受給者に支給されるべきであると考えます。

以上、今回のような私学の教職員の現在の生活及び将来にかかる重大な法案であるのに、たった一回の極めて短時間の審議しかしなかつたといふことについては、到底これを容認することはできません。

最後に、衆議院で行われた修正も、本法案の改悪部分を何ら変えるものではないことを指摘いたしまして、反対の討論を終わります。

○委員長(松浦孝治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

くことができないことは明白であり、老後の暮らしを根底から脅かす重大な改悪であると言わねばなりません。

第二は、年金の給付水準の切り下げであります。現在、年金は毎年の物価スライドとは別に、五年ごとの見直し時期にその間の名目賃金の上昇率をもとにスライドが実施されることになつておますが、この五年ごとのスライドを税、社会保険料を差し引いた手取り賃金の上昇に応じたものに変更することで、従来方式に比べますと年金の給付水準は約二割も抑えられることになります。

現在、私学共済の掛け金の引き上げが検討されておりますが、今後、掛け金が引き上げられるごとに年金スライドが抑えられるという重大な改悪となります。

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○会田長栄君 私は、ただいま可決されました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

(六九)

○委員長(松浦孝治君) ただいま会田長栄君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よつて、会田長栄君提出の附帯決議案は多数をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、与謝野文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

与謝野文部大臣。

○國務大臣(与謝野馨君) ただいま御決議がございました事項につきましては、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(松浦孝治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会